

戸田FAX情報

NO. 640

令和1年9月9日

顧問先各位

戸田会計事務所
所長 戸田裕陽

消費税軽減税率の取扱い 請求書、領収書による対象の見極め

【概要】

いよいよ10月1日から消費税が10%となります。ただし一部の商品については従来の8%が適用され、これを軽減税率対象品目と呼びます。

【軽減税率対象品目】

対象品目は飲食料品と定期的に週2回以上発行される新聞です。

【請求書、領収書による見極め】

下記の請求書を例に説明します。(10%の標準税率対象のみの場合は区分表示されません。)

- ① 軽減税率の対象については「※」や「★」で明示し、③のように何の印が軽減税率の対象となっているのかを説明することになっています。
- ② 10%のものと8%のものとそれぞれの合計額を明確に表示することとされています。

請求書		
(株)〇〇御中		XX年11月30日
11月分 131,200円(税込)		
日付	品名	金額
11/1	小麦粉 ※ ①	5,400円
11/1	キッチンペーパー	2,200円
11/2	牛肉 ※ ①	10,800円
⋮	⋮	⋮
合計		131,200円
②	10%対象	88,000円
	8%対象	43,200円

※は軽減税率対象品目 ③

△△商事(株)

【区分表示されていない場合】

明らかに軽減税率の対象品目が混在するのに区分表示されていない場合交付された側が追記することもできますが、その場合は間違い防止のため発行側に追記をお願いしてください。